

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

目 次

第1章 総則

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
----------------------	---

第2章 災害予防計画

第4節 気象業務整備計画	2
第5節 避難対策計画	3
第6節 要配慮者の安全確保計画	4
第13節 風水害予防計画	5
第14節 雪害予防計画	6
第18節 林野火災予防計画	7

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	8
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	9
第4節 情報の収集・伝達計画	12
第5節 広報広聴計画	17
第6節 交通確保・輸送計画	19
第10節 県、市町村等応援協力計画	22
第15節 避難・救出計画	23
第16節 医療・保健計画	24
第22節 廃棄物処理・障害物除去計画	27
第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	28
第25節 文教対策計画	29
第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	31
第28節 ライフライン施設応急対策計画	32
第31節 林野火災応急対策計画	33
第32節 防災ヘリコプター等活動計画	34

第4章 災害復旧・復興計画

第2節 生活の安定確保計画	35
---------------	----

頁	現 計 画	修 正 案																						
1-1-3	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>																						
1-1-6	<table border="1" data-bbox="256 465 839 1010"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	<table border="1" data-bbox="865 465 1452 1279"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方測量部</td> <td> <u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	東北地方測量部	<u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
東北地方測量部	<u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>																							
修正理由	<p>○ 指定地方行政機関に東北地方測量部が追加されたことに伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																							

頁	現 計 画	修 正 案																																						
1-2-9	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設等名</th> <th style="width: 25%;">箇所数</th> <th style="width: 50%;">設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>G N S S 連続観測 システム</td> <td>電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 機動連続 観測点 2 験潮場 G N S S 観 測局 1</td> <td>国土交通 省国土地 理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	施設等名	箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	G N S S 連続観測 システム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 機動連続 観測点 2 験潮場 G N S S 観 測局 1	国土交通 省国土地 理院	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設等名</th> <th style="width: 25%;">箇所数</th> <th style="width: 50%;">設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>G N S S 連続観測 システム</td> <td>電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1</td> <td>国土交通 省国土地 理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	施設等名	箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	G N S S 連続観測 システム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1	国土交通 省国土地 理院	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]																																								
施設等名	箇所数	設置機関																																						
[略]	[略]	[略]																																						
[略]	[略]	[略]																																						
G N S S 連続観測 システム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 機動連続 観測点 2 験潮場 G N S S 観 測局 1	国土交通 省国土地 理院																																						
[略]	[略]	[略]																																						
[略]	[略]	[略]																																						
[略]																																								
施設等名	箇所数	設置機関																																						
[略]	[略]	[略]																																						
[略]	[略]	[略]																																						
G N S S 連続観測 システム	電子基準 点 34 地殻変動 観測施設 4 験潮場 G N S S 観 測局 1	国土交通 省国土地 理院																																						
[略]	[略]	[略]																																						
[略]	[略]	[略]																																						
修正理由	○ 所要の修正																																							

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-15	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u> <p>[略]</p>
1-2-18	<p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。 ○ [略] ○ 市町村は、市町村地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 	<p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u> ○ [略] ○ 市町村は、市町村地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、<u>当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-23	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、<u>県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、<u>国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>[略]</p>
1-2-25	<p>第2 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>7 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1) 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 避難計画</p> <p>○ 市町村は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、<u>情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。</u></p> <p>また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。</p>	<p>第2 実施要領</p> <p>[略]</p> <p>7 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1) 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 避難計画</p> <p>○ 市町村は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、<u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。</u></p> <p>また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-2-47	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 河川改修事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 439 839 669"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施工年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の河川改修事業</td> <td>南川外44河川</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	事業名	施行箇所	施工年度	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	その他の河川改修事業	南川外 44 河川	[略]	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 河川改修事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1447 669"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施工年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の河川改修事業</td> <td>南川外44<u>30</u>河川</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	事業名	施行箇所	施工年度	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	その他の河川改修事業	南川外 44 <u>30</u> 河川	[略]
事業名	施行箇所	施工年度																								
[略]	[略]	[略]																								
[略]	[略]	[略]																								
その他の河川改修事業	南川外 44 河川	[略]																								
事業名	施行箇所	施工年度																								
[略]	[略]	[略]																								
[略]	[略]	[略]																								
その他の河川改修事業	南川外 44 <u>30</u> 河川	[略]																								
1-2-49	<p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ 市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">〔浸水想定区域図一覧 資料編2-13-13〕</p>	<p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ <u>県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定の情報を提供するよう努める。</u></p> <p>○ 市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">〔浸水想定区域図一覧 資料編 2-13-13〕</p> <p style="text-align: center;"><u>〔水位周知河川指定一覧 資料編 2-13-14〕</u></p>																								
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-2-51	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="258 483 839 851"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>除雪路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td><u>直轄管理する一般国道のうち、雪寒指定路線となっている4号、46号及び283号（仙人峠道路）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	除雪路線	国土交通省	<u>直轄管理する一般国道のうち、雪寒指定路線となっている4号、46号及び283号（仙人峠道路）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="866 483 1447 851"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>除雪路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td><u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	除雪路線	国土交通省	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
実施機関	除雪路線																					
国土交通省	<u>直轄管理する一般国道のうち、雪寒指定路線となっている4号、46号及び283号（仙人峠道路）</u>																					
[略]	[略]																					
[略]	[略]																					
[略]	[略]																					
実施機関	除雪路線																					
国土交通省	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>																					
[略]	[略]																					
[略]	[略]																					
[略]	[略]																					
修正理由	○ 所要の修正																					

頁	現 計 画	修 正 案																
1-2-66	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進 1～4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="256 483 839 848"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>林業団体等</td> <td>ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	[略]	[略]	林業団体等	ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進 1～4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="865 483 1447 848"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>林業団体等</td> <td>ア [略] イ <u>暴風警報</u>・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	[略]	[略]	林業団体等	ア [略] イ <u>暴風警報</u> ・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]	[略]	[略]
	機関	実施事項																
[略]	[略]																	
林業団体等	ア [略] イ 強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]																	
[略]	[略]																	
機関	実施事項																	
[略]	[略]																	
林業団体等	ア [略] イ <u>暴風警報</u> ・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ～ク [略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案																																						
1-3-13	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="284 663 839 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>(1)～(2) [略] (3) 盛岡地方气象台、広域振興局等及び総合支局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区分		活動項目	災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1)～(2) [略] (3) 盛岡地方气象台、広域振興局等及び総合支局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化	[略]			<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="892 663 1447 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>(1)～(2) [略] (3) 盛岡地方气象台、広域振興局等及び市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区分		活動項目	災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1)～(2) [略] (3) 盛岡地方气象台、広域振興局等及び市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化	[略]																						
区分		活動項目																																						
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1)～(2) [略] (3) 盛岡地方气象台、広域振興局等及び総合支局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化																																						
[略]																																								
区分		活動項目																																						
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1)～(2) [略] (3) 盛岡地方气象台、広域振興局等及び市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化																																						
[略]																																								
1-3-16	<p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>○ 災害警戒本部及び災害特別警戒本部並びに災害対策本部の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="284 1438 839 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="3">配備課公所・職員</th> </tr> <tr> <th>本部</th> <th>広域支部</th> <th>地方支部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>[略]</td> <td colspan="2">第2 県の活動体制 2 災害対策本部 (1) 設置基準 参照</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備課公所・職員			本部	広域支部	地方支部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	災害対策本部	[略]	第2 県の活動体制 2 災害対策本部 (1) 設置基準 参照		<p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>○ 災害警戒本部及び災害特別警戒本部並びに災害対策本部の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="892 1438 1447 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="3">配備課公所・職員</th> </tr> <tr> <th>本部</th> <th>広域支部</th> <th>地方支部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>[略]</td> <td colspan="2">第2 県の活動体制 3 災害対策本部 (1) 設置基準 参照</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備課公所・職員			本部	広域支部	地方支部	[略]	災害対策本部	[略]	第2 県の活動体制 3 災害対策本部 (1) 設置基準 参照								
配備体制	配備課公所・職員																																							
	本部	広域支部	地方支部																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
災害対策本部	[略]	第2 県の活動体制 2 災害対策本部 (1) 設置基準 参照																																						
配備体制	配備課公所・職員																																							
	本部	広域支部	地方支部																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
災害対策本部	[略]	第2 県の活動体制 3 災害対策本部 (1) 設置基準 参照																																						
修正理由	○ 所要の修正																																							

頁	現 計 画	修 正 案																																										
1-3-25	<p style="text-align: center;">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 10%;">[略]</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td></td> <td>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 70%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報(備考4)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	[略]	内容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	土砂災害警戒情報(備考1)		大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。	[略]	[略]	[略]	種類	発表基準	[略]	[略]	浸水注意報(備考4)	[略]	<p style="text-align: center;">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 10%;">[略]</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td></td> <td>大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 注意報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 70%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報(備考3)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	[略]	内容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	土砂災害警戒情報(備考1)		大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。	[略]	[略]	[略]	種類	発表基準	[略]	[略]	浸水注意報(備考3)	[略]
種類	[略]	内容																																										
[略]	[略]	[略]																																										
[略]	[略]	[略]																																										
土砂災害警戒情報(備考1)		大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。																																										
[略]	[略]	[略]																																										
種類	発表基準																																											
[略]	[略]																																											
浸水注意報(備考4)	[略]																																											
種類	[略]	内容																																										
[略]	[略]	[略]																																										
[略]	[略]	[略]																																										
土砂災害警戒情報(備考1)		大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。																																										
[略]	[略]	[略]																																										
種類	発表基準																																											
[略]	[略]																																											
浸水注意報(備考3)	[略]																																											

1-3-26

ウ 警報の種類と発表基準

種類	発表基準
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>次の条件に該当する場合</u> ○ <u>平均風速が 20m/s 以上と予想される場合</u>
暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ <u>雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上と予想される場合</u>
[略]	[略]

エ 特別警報の種類と発表基準

[略]

備考1～3 [略]

1-3-28

4 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

オ～カ [略]

1-3-31

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

ウ 警報の種類と発表基準

種類	発表基準
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔 <u>気象警報発表基準等 資料 編 3-2-2</u> 〕
暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、 <u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u> 〔 <u>気象警報発表基準等 資料 編 3-2-2</u> 〕
[略]	[略]

エ 特別警報の種類と発表基準

[略]

備考1～3 [略]

4 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

オ～カ [略]

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

○ 噴火警報(居住地域)又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

ア 水防活動の利用に適合する警報・注意報

[略]

イ 指定河川洪水予報

	予報の 標題 (種類)	予報の基準	危険度 レベル
川 北 上 川 上 流 洪 水 予 報 、 雫 石 川 洪 水 予 報 及 び 猿 ヶ 石	氾濫注 意情報 (洪水 注意報)	基準地点の 水位が、 <u>一定時 間後に氾濫注 意水位に達す ると見込まれ るとき、又は、 避難判断水位 に達しさらに 水位の上昇が 見込まれると き</u>	2
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

ア 水防活動の利用に適合する警報・注意報

[略]

イ 指定河川洪水予報

	予報の 標題 (種類)	予報の基準	危険度 レベル
川 北 上 川 上 流 洪 水 予 報 、 雫 石 川 洪 水 予 報 及 び 猿 ヶ 石	氾濫注 意情報 (洪水 注意報)	基準地点の 水位が、 <u>氾濫注 意水位に達し、 さらに水位の 上昇が見込ま れるとき</u>	2
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

修正
理由

○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																																																																								
	第4節 情報の収集・伝達計画	第4節 情報の収集・伝達計画																																																																								
1-3-43	第1 基本方針 1 [略] 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。 [略]	第1 基本方針 1 [略] 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、 <u>災害情報システム</u> を利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。 [略]																																																																								
1-3-45	第2 実施機関（責任者） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">実施機関</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	第2 実施機関（責任者） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">実施機関</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]																																																								
実施機関	[略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
実施機関	[略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
1-3-46	〔県本部の担当〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県土整備部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				政策地域部	[略]	[略]	[略]	環境生活部	[略]	[略]	[略]	[略]				県土整備部				[略]	〔県本部の担当〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>文化振興課 スポーツ振興課</td> <td>教育事務所班 教育事務所班</td> <td>文化施設被害報告 スポーツ施設被害報告</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>空港事務所班</td> <td>空港施設被害報告</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				文化スポーツ部	文化振興課 スポーツ振興課	教育事務所班 教育事務所班	文化施設被害報告 スポーツ施設被害報告	環境生活部	[略]	[略]	[略]	[略]				県土整備部	県土整備企画室	空港事務所班	空港施設被害報告	[略]																						
部	課等	地方支部班	担当内容																																																																							
[略]																																																																										
政策地域部	[略]	[略]	[略]																																																																							
環境生活部	[略]	[略]	[略]																																																																							
[略]																																																																										
県土整備部																																																																										
	[略]	[略]	[略]																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
部	課等	地方支部班	担当内容																																																																							
[略]																																																																										
文化スポーツ部	文化振興課 スポーツ振興課	教育事務所班 教育事務所班	文化施設被害報告 スポーツ施設被害報告																																																																							
環境生活部	[略]	[略]	[略]																																																																							
[略]																																																																										
県土整備部	県土整備企画室	空港事務所班	空港施設被害報告																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							

	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	<u>空港課</u>	<u>空港事務所班</u>	<u>空港施設被害報告</u>
[略]			
教育 部	教育企画室	[略]	[略]
	<u>学校教育室</u>	教育事務所班 県立学校班	1 小中学校及び義務教育学校児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 <u>総合教育センター被害報告</u>
	<u>生涯学習文化課</u>	教育事務所班	1 社会教育施設被害報告 2 <u>文化施設、文化財被害報告</u>
	<u>スポーツ健康課</u>	<u>教育事務所班</u>	<u>体育施設被害報告</u>
	教職員課	-	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害報告
	[略]		

	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			
教育 部	教育企画室	[略]	[略]
	教職員課	-	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害報告
	<u>学校調整課</u>	-	総合教育センター被害報告
	<u>学校教育課</u>	教育事務所班 県立学校班	1 小中学校及び義務教育学校児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告
	<u>生涯学習文化財課</u>	教育事務所班	1 社会教育施設被害報告 2 文化財被害報告
[略]			

1-3-49 第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) [略]

(2) 県

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) [略]

(2) 県

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ 県本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

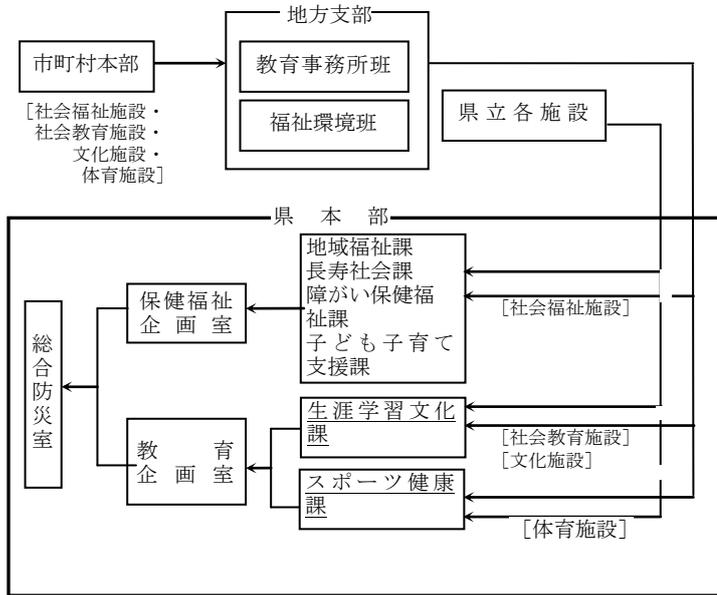
○ [略]

1-3-54

報告区分別系統図

様式 4

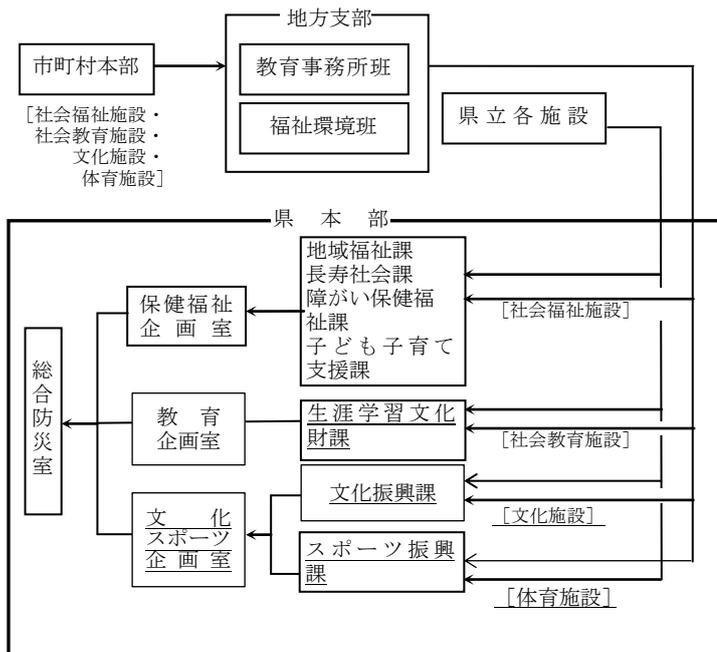
報告区分 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告
報告系統



報告区分別系統図

様式 4

報告区分 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告
報告系統



頁	現 計 画	修 正 案																																				
	第5節 広報広聴計画	第5節 広報広聴計画																																				
	[略]	[略]																																				
	第2 実施機関（責任者）	第2 実施機関（責任者）																																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	[略]	[略]	[略]	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> (北上川ダム統合管理事務所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> (北上川ダム統合管理事務所)	[略]	[略]	[略]	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]	[略]												
実施機関	広報広聴活動の内容																																					
[略]	[略]																																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	[略]																																					
[略]	[略]																																					
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																																					
[略]	[略]																																					
実施機関	広報広聴活動の内容																																					
[略]	[略]																																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u> (北上川ダム統合管理事務所)	[略]																																					
[略]	[略]																																					
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																																					
[略]	[略]																																					
1-3-64																																						
1-3-65																																						
1-3-66	[県本部の担当]	[県本部の担当]																																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">部</th> <th style="width: 12.5%;">課等</th> <th style="width: 12.5%;">地方支部 班</th> <th style="width: 12.5%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育部</td> <td>教育企画室</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>学校教育室</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	教育企画室	[略]	[略]	<u>学校教育室</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">部</th> <th style="width: 12.5%;">課等</th> <th style="width: 12.5%;">地方支部 班</th> <th style="width: 12.5%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育部</td> <td>教育企画室</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>学校調整課</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	教育企画室	[略]	[略]	<u>学校調整課</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支部 班	担当業務																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
教育部	教育企画室	[略]	[略]																																			
	<u>学校教育室</u>		[略]																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
部	課等	地方支部 班	担当業務																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
教育部	教育企画室	[略]	[略]																																			
	<u>学校調整課</u>		[略]																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			

1-3-69

系統図中

NHK、IBC、TVI、MIT、IAT、FMI、岩手日報社、朝日新聞社盛岡支局、毎日新聞社盛岡支局、読売新聞社盛岡支局、河北新報社盛岡支社、産業経済新聞社盛岡支局、日本経済新聞社盛岡支局、岩手日日新聞社、デーリー東北新聞社盛岡支局、日本農業新聞東北支所、日刊工業新聞社盛岡総局、共同通信社盛岡支局、時事通信社盛岡支局

系統図中

NHK、IBC、TVI、MIT、IAT、FMI、岩手日報社、朝日新聞社盛岡総局、毎日新聞社盛岡支局、読売新聞社盛岡支局、河北新報社盛岡総局、産業経済新聞社盛岡支局、日本経済新聞社盛岡支局、岩手日日新聞社、デーリー東北新聞社盛岡支局、日本農業新聞東北支所、日刊工業新聞社盛岡総局、共同通信社盛岡支局、時事通信社盛岡支局

修正理由

○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																																																				
1-3-71	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。</p> <p>5 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 842 839 1164"> <tr><td>実施機関</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 1240 839 1655"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="4">県土整備部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>空港課</td> <td>空港施設に係る応急復旧</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)		[略]	[略]	部	課等	担当業務	[略]			県土整備部			[略]	[略]	[略]	[略]	空港課	空港施設に係る応急復旧	[略]			<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。 <u>なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="892 842 1447 1164"> <tr><td>実施機関</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 1240 1447 1655"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="4">県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>空港施設に係る応急復旧</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u>		[略]	[略]	部	課等	担当業務	[略]			県土整備部	県土整備企画室	空港施設に係る応急復旧	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]		
実施機関	[略]																																																					
[略]	[略]																																																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)																																																						
[略]	[略]																																																					
部	課等	担当業務																																																				
[略]																																																						
県土整備部																																																						
	[略]	[略]																																																				
	[略]	[略]																																																				
	空港課	空港施設に係る応急復旧																																																				
[略]																																																						
実施機関	[略]																																																					
[略]	[略]																																																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u>																																																						
[略]	[略]																																																					
部	課等	担当業務																																																				
[略]																																																						
県土整備部	県土整備企画室	空港施設に係る応急復旧																																																				
	[略]	[略]																																																				
	[略]	[略]																																																				
[略]																																																						
1-3-73																																																						

第3 交通確保

[略]

2 防災拠点等の指定

○ [略]

○ [略]

ア 防災拠点

県庁舎、地区合同庁舎、県警察本部、警察署、
県立病院等、市町村役場、消防本部（消防署）、
県立総合防災センター

イ 物資集積・輸送拠点

① 陸上輸送拠点

JR 貨物盛岡貨物ターミナル駅、岩手流通セ
ンター、北上流通センター、岩手県オイルター
ミナル

② [略]

③ [略]

ウ 交通拠点

① 東北自動車道

一関 IC、平泉前沢 IC、水沢 IC、北上金ヶ崎
IC、北上江釣子 IC、花巻南 IC、花巻 IC、紫波
IC、盛岡南 IC、盛岡 IC、滝沢 IC、西根 IC、松
尾八幡平 IC、安代 IC

② 八戸自動車道

浄法寺 IC、一戸 IC、九戸 IC、軽米 IC

③ 秋田自動車道

北上西 IC、湯田 IC

④ 釜石自動車道

花巻空港 IC、東和 IC、江刺田瀬 IC、宮守 IC、
遠野 IC

○ 県本部長は、あらかじめ、各市町村の防災拠
点等を把握する。

[略]

第3 交通確保

[略]

2 防災拠点等の指定

○ [略]

○ [略]

ア 防災拠点

県庁舎、地区合同庁舎、盛岡地区合同庁舎を
除く県庁舎代替施設（エスポワールいわて、い
わて県民情報交流センター（アイーナ））、県警
察本部（警察署）、県立病院等、市町村役場、
消防本部（消防署）、県立総合防災センター、
道路管理者（国、東日本高速道路（株））庁舎、
海上保安庁舎、自衛隊駐屯地

イ 物資集積・輸送拠点

① 陸上輸送拠点

JR 貨物盛岡貨物ターミナル駅、岩手流通セ
ンター、北上流通センター、岩手県オイルター
ミナル、日本オイルターミナル、道の駅（「道
の駅はやちね」を除く）

② [略]

③ [略]

ウ 交通拠点

東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、三陸
縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自
動車道、宮古盛岡横断道路のインターチェンジ
及びスマートインターチェンジ

エ 広域防災拠点

（ア）広域支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・1 参照】

（イ）後方支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・2 参照】

○ 県本部長は、あらかじめ、各市町村の防災拠
点等を把握する。

[略]

1-3-74

1-3-78	<p>第4 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送の対象</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、<u>東北経済産業局長</u>に燃料の確保を要請する。</p>	<p>第4 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送の対象</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、<u>政府災害対策本部又は東北経済産業局</u>に燃料の確保を要請する。</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 防災拠点及び緊急輸送道路の見直しによる修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																						
1-3-96	<p align="center">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th style="width: 60%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育部</td> <td>学校教 育室</td> <td rowspan="2">教育事 務所班</td> <td>1 学用品の調 達に係る取扱業 者に対するあっ せん要請</td> </tr> <tr> <td>スポー ツ健康 課</td> <td>給食の実施に係 る原材料又はパ ン、ミルクの調 達に係る(公財) 県学校給食会に 対するあっせん 要請</td> </tr> <tr> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	学校教 育室	教育事 務所班	1 学用品の調 達に係る取扱業 者に対するあっ せん要請	スポー ツ健康 課	給食の実施に係 る原材料又はパ ン、ミルクの調 達に係る(公財) 県学校給食会に 対するあっせん 要請	[略]	[略]	[略]	[略]	<p align="center">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th style="width: 60%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育部</td> <td>学校調 整課</td> <td rowspan="3">教育事 務所班</td> <td>学用品の調達 に係る取扱業 者に対するあっ せん要請</td> </tr> <tr> <td>学校教 育課</td> <td>被災児童生徒 の受入れに係 る各都道府県・ 市町村教育委員 会に対するあっ せん要請</td> </tr> <tr> <td>保健体 育課</td> <td>給食の実施に係 る原材料又はパ ン、ミルクの調 達に係る(公財) 県学校給食会に 対するあっせん 要請</td> </tr> <tr> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> <td align="center">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	学校調 整課	教育事 務所班	学用品の調達 に係る取扱業 者に対するあっ せん要請	学校教 育課	被災児童生徒 の受入れに係 る各都道府県・ 市町村教育委員 会に対するあっ せん要請	保健体 育課	給食の実施に係 る原材料又はパ ン、ミルクの調 達に係る(公財) 県学校給食会に 対するあっせん 要請	[略]	[略]	[略]	[略]
	部	課等	地方支 部班	担当業務																																				
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
教育部	学校教 育室	教育事 務所班	1 学用品の調 達に係る取扱業 者に対するあっ せん要請																																					
	スポー ツ健康 課		給食の実施に係 る原材料又はパ ン、ミルクの調 達に係る(公財) 県学校給食会に 対するあっせん 要請																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
部	課等	地方支 部班	担当業務																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
教育部	学校調 整課	教育事 務所班	学用品の調達 に係る取扱業 者に対するあっ せん要請																																					
	学校教 育課		被災児童生徒 の受入れに係 る各都道府県・ 市町村教育委員 会に対するあっ せん要請																																					
	保健体 育課		給食の実施に係 る原材料又はパ ン、ミルクの調 達に係る(公財) 県学校給食会に 対するあっせん 要請																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
修正 理由	○ 所要の修正																																							

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-119	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に<u>避難勧告</u>及び避難指示（緊急）並びに<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始（以下本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な<u>避難勧告</u>及び避難指示（緊急）並びに<u>屋内安全確保</u>の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始（以下本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>[略]</p>
1-3-121	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>屋内での待避や近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」等の安全確保措置</u>を指示することができる。</p> <p>[略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保</u>を指示することができる。</p> <p>[略]</p>
1-3-122	<p>(2) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 発令者</p> <p>イ <u>避難勧告等の日時</u></p> <p>ウ <u>避難勧告等の理由</u></p> <p>エ <u>避難対象地域</u></p> <p>オ <u>避難先</u></p> <p>カ <u>避難経路</u></p> <p>キ <u>その他必要な事項</u></p> </div>	<p>(2) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 発令者</p> <p>イ <u>避難勧告等の日時</u></p> <p>ウ <u>避難勧告等の理由</u></p> <p>エ <u>避難対象地域</u></p> <p>オ <u>避難対象者及びとるべき行動</u></p> <p>カ <u>避難先</u></p> <p>キ <u>避難経路</u></p> <p>ク <u>その他必要な事項</u></p> </div>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-134	<p align="center">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="296 439 847 714"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 岩手県支部</td> <td>盛岡赤十字病院に係る医療救護班の編成及び派遣</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	日本赤十字社 岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る医療救護班の編成及び派遣	[略]	[略]	<p align="center">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="898 439 1449 714"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 岩手県支部</td> <td>盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	日本赤十字社 岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣	[略]	[略]																
実施機関	担当業務																																	
[略]	[略]																																	
日本赤十字社 岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る医療救護班の編成及び派遣																																	
[略]	[略]																																	
実施機関	担当業務																																	
[略]	[略]																																	
日本赤十字社 岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣																																	
[略]	[略]																																	
1-3-135	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="296 801 847 1438"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>健康国保課</td> <td>[略]</td> <td>1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	健康国保課	[略]	1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。）	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="898 801 1449 1438"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>健康国保課</td> <td>[略]</td> <td>1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。） 3 県薬剤師会 班の派遣要請</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	健康国保課	[略]	1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。） 3 県薬剤師会 班の派遣要請	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支部班	担当業務																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
保健福祉部	健康国保課	[略]	1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。）																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
部	課等	地方支部班	担当業務																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
保健福祉部	健康国保課	[略]	1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。） 3 県薬剤師会 班の派遣要請																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
1-3-136	<p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="296 1843 847 2114"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>4チーム</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部</td> <td>3チーム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	[略]	[略]		[略]	県	県立中央病院	4チーム	[略]	県立中部	3チーム	<p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="898 1843 1449 2114"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>5チーム</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部</td> <td>3チーム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	[略]	[略]		[略]	県	県立中央病院	5チーム	[略]	県立中部	3チーム				
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																															
[略]	[略]		[略]																															
県	県立中央病院	4チーム	[略]																															
	県立中部	3チーム																																
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																															
[略]	[略]		[略]																															
県	県立中央病院	5チーム	[略]																															
	県立中部	3チーム																																

	病院	
	県立胆沢 病院	<u>4</u> チーム
	県立磐井 病院	2 チーム
	県立大船 渡病院	2 チーム
	県立釜石 病院	<u>2</u> チーム
	県立宮古 病院	<u>2</u> チーム
	県立久慈 病院	3 チーム
	県立二戸 病院	1 チーム
学校法人 岩手医科 大学	岩手医科 大学附属 病院	4 チーム

[略]

2 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- [略]
- [略]
- [略]

[略]

- 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。

- [略]

3 [略]

4 岩手DMAT及び医療救護班の活動

- (1) ~ (3) [略]

	病院	
	県立胆沢 病院	<u>5</u> チーム
	県立磐井 病院	2 チーム
	県立大船 渡病院	2 チーム
	県立釜石 病院	<u>1</u> チーム
	県立宮古 病院	<u>3</u> チーム
	県立久慈 病院	3 チーム
	県立二戸 病院	1 チーム
学校法人 岩手医科 大学	岩手医科 大学附属 病院	4 チーム
<u>日本赤十 字社岩手 県支部</u>	<u>盛岡赤十 字病院</u>	<u>5</u> チーム

[略]

2 医療救護班・歯科医療救護班等の編成

- [略]
- [略]
- [略]

[略]

- 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。

- 災害時における調剤、服薬指導を実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県薬剤師会は、「県薬剤師会班」を編成する。

- [略]

3 [略]

4 岩手DMAT及び医療救護班等の活動

- (1) ~ (3) [略]

(4) 県薬剤師会班の活動

- 県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導

イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医

1-3-137

1-3-138

薬品等の仕分け、管理

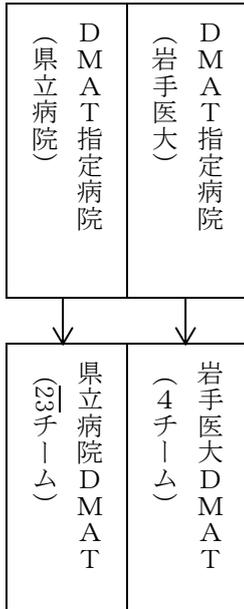
ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

[略]

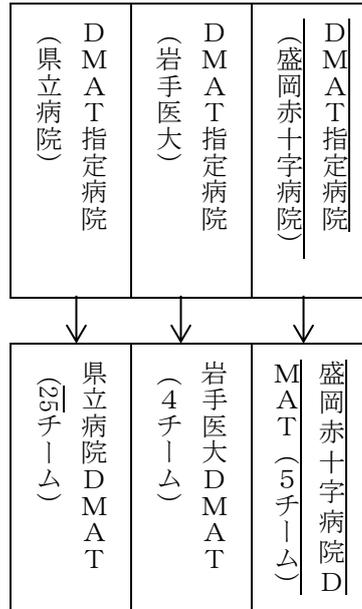
[略]

1-3-144

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



修正理由

○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-3-163	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]																																
実施機関	[略]																																									
[略]	[略]																																									
実施機関	[略]																																									
[略]	[略]																																									
1-3-164	<p>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県 土 整 備 部</td> <td></td> <td rowspan="5">土木班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路環境課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>空港課</td> <td>空港関係障 害物の除去</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				県 土 整 備 部		土木班		道路環境課	[略]	河川課	[略]	港湾課	[略]	空港課	空港関係障 害物の除去	<p>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県 土 整 備 部</td> <td>県土整備企 画室</td> <td rowspan="5">土木班</td> <td>空港関係障 害物の除去</td> </tr> <tr> <td>道路環境課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				県 土 整 備 部	県土整備企 画室	土木班	空港関係障 害物の除去	道路環境課	[略]	河川課	[略]	港湾課	[略]		
部	課等	地方支 部班	担当業務																																							
[略]																																										
県 土 整 備 部		土木班																																								
	道路環境課		[略]																																							
	河川課		[略]																																							
	港湾課		[略]																																							
	空港課		空港関係障 害物の除去																																							
部	課等	地方支 部班	担当業務																																							
[略]																																										
県 土 整 備 部	県土整備企 画室	土木班	空港関係障 害物の除去																																							
	道路環境課		[略]																																							
	河川課		[略]																																							
	港湾課		[略]																																							
1-3-165	<p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。 	<p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 事業者は、<u>事業系一般廃棄物</u>、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。 																																								
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 所要の修正 																																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-171	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。 	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>(1) 捜索の手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。 ○ <u>市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。</u> ○ <u>県本部長は、行方不明者として把握したものが外国人であった場合には、直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等に連絡する。</u>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																							
1-3-176	<p style="text-align: center;">第25節 文教対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th style="width: 75%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育企画室</td> <td>県立学校班</td> <td>1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育室</td> <td>教育事務所班 県立学校班</td> <td>1 被災児童、生徒に対する学用品等の給与 2 応急教育の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習文化課</td> <td>—</td> <td>1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スポーツ健康課</td> <td>—</td> <td>1 体育施設の応急対策の実施 2 応急給食用物資の確保、調達</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	総務部	[略]	[略]	[略]					保健福祉部	[略]	[略]	[略]	教育部	教育企画室	県立学校班	1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施		学校教育室	教育事務所班 県立学校班	1 被災児童、生徒に対する学用品等の給与 2 応急教育の実施		生涯学習文化課	—	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施		スポーツ健康課	—	1 体育施設の応急対策の実施 2 応急給食用物資の確保、調達	<p style="text-align: center;">第25節 文教対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th style="width: 75%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化スポーツ部</td> <td>文化振興課</td> <td>-</td> <td>文化施設の応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>-</td> <td>スポーツ施設の応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育企画室</td> <td>県立学校班</td> <td>1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教職員課</td> <td>教育事務所班 県立学校班</td> <td>1 小中学校及び義務教育学校教職員の非常配置 2 県立学校教職員の非常配置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校調整課</td> <td></td> <td>被災児童、生徒に対する学用品等の給与</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育課</td> <td></td> <td>応急教育の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健体育課</td> <td>—</td> <td>応急給食用物資の確保、調達</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	総務部	[略]	[略]	[略]	文化スポーツ部	文化振興課	-	文化施設の応急対策の実施	スポーツ振興課	-	スポーツ施設の応急対策の実施	保健福祉部	[略]	[略]	[略]	教育部	教育企画室	県立学校班	1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施		教職員課	教育事務所班 県立学校班	1 小中学校及び義務教育学校教職員の非常配置 2 県立学校教職員の非常配置		学校調整課		被災児童、生徒に対する学用品等の給与		学校教育課		応急教育の実施		保健体育課	—	応急給食用物資の確保、調達
部	課	地方支 部班	担当業務																																																																						
総務部	[略]	[略]	[略]																																																																						
保健福祉部	[略]	[略]	[略]																																																																						
教育部	教育企画室	県立学校班	1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施																																																																						
	学校教育室	教育事務所班 県立学校班	1 被災児童、生徒に対する学用品等の給与 2 応急教育の実施																																																																						
	生涯学習文化課	—	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施																																																																						
	スポーツ健康課	—	1 体育施設の応急対策の実施 2 応急給食用物資の確保、調達																																																																						
部	課	地方支 部班	担当業務																																																																						
総務部	[略]	[略]	[略]																																																																						
文化スポーツ部	文化振興課	-	文化施設の応急対策の実施																																																																						
	スポーツ振興課	-	スポーツ施設の応急対策の実施																																																																						
保健福祉部	[略]	[略]	[略]																																																																						
教育部	教育企画室	県立学校班	1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施																																																																						
	教職員課	教育事務所班 県立学校班	1 小中学校及び義務教育学校教職員の非常配置 2 県立学校教職員の非常配置																																																																						
	学校調整課		被災児童、生徒に対する学用品等の給与																																																																						
	学校教育課		応急教育の実施																																																																						
	保健体育課	—	応急給食用物資の確保、調達																																																																						

	教職員課	教育事務所 班 県立学校 校班	1 小中学校及び 義務教育学校教職 員の非常配置 2 県立学校教職 員の非常配置		<u>生涯学 習文化 財課</u>	—	1 社会教育施設 の応急対策の実施 2 文化財に対す る応急対策の実施
修正理由	○ 所要の修正						

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-3-186	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="272 573 842 1028"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）</td> <td>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ～ (7) [略]</p>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="874 573 1444 1028"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ～ (7) [略]</p>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																				
実施機関	担当区分																																									
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
実施機関	担当区分																																									
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
[略]	[略]																																									
1-3-187	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 1178 842 1496"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>空港課</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 1178 1444 1496"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																						
(8) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班	[略]																																						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																						
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																						
(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班	[略]																																						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																						
修正理由	○ 所要の修正																																									

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-192	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>東北経済産業局長</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 電力施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 1025 842 1525"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>[略]</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境生活企画室</td> <td>-</td> <td>1 [略] 2 電気事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	[略]	担当業務	[略]				環境生活部	環境生活企画室	-	1 [略] 2 電気事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん	[略]				<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>政府災害対策本部又は東北経済産業局</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 電力施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 1025 1444 1525"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>[略]</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境生活企画室</td> <td>-</td> <td>1 [略] 2 <u>小売電気事業者を除く電気事業者（以下、電気事業者という。）</u>に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	[略]	担当業務	[略]				環境生活部	環境生活企画室	-	1 [略] 2 <u>小売電気事業者を除く電気事業者（以下、電気事業者という。）</u> に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん	[略]			
部	課等	[略]	担当業務																															
[略]																																		
環境生活部	環境生活企画室	-	1 [略] 2 電気事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん																															
[略]																																		
部	課等	[略]	担当業務																															
[略]																																		
環境生活部	環境生活企画室	-	1 [略] 2 <u>小売電気事業者を除く電気事業者（以下、電気事業者という。）</u> に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん																															
[略]																																		
1-3-194	<p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 非常災害対策本部の設置</p> <p>○ <u>民間電気事業者（以下、本節中「電気事業者」という。）</u>は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 非常災害対策本部の設置</p> <p>○ 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。</p>																																
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																																		
1-3-214	<p style="text-align: center;">第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th style="width: 60%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県土 整備 部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河川課</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路環 境課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空港課</td> <td style="text-align: center;">空港事 務所班</td> <td style="text-align: center;">花巻空港の利 用の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				県土 整備 部				河川課	[略]	[略]	道路環 境課		[略]	空港課	空港事 務所班	花巻空港の利 用の調整	[略]				<p style="text-align: center;">第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th style="width: 60%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県土 整備 部</td> <td style="text-align: center;"><u>県土整 備企画 室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>空港事 務所班</u></td> <td style="text-align: center;"><u>花巻空港の利 用の調整</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河川課</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路環 境課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				県土 整備 部	<u>県土整 備企画 室</u>	<u>空港事 務所班</u>	<u>花巻空港の利 用の調整</u>	河川課	[略]	[略]	道路環 境課		[略]				[略]			
部	課等	地方支 部班	担当業務																																																	
[略]																																																				
県土 整備 部																																																				
	河川課	[略]	[略]																																																	
	道路環 境課		[略]																																																	
	空港課	空港事 務所班	花巻空港の利 用の調整																																																	
[略]																																																				
部	課等	地方支 部班	担当業務																																																	
[略]																																																				
県土 整備 部	<u>県土整 備企画 室</u>	<u>空港事 務所班</u>	<u>花巻空港の利 用の調整</u>																																																	
	河川課	[略]	[略]																																																	
	道路環 境課		[略]																																																	
[略]																																																				
修正理由	○ 所要の修正																																																			

頁	現 計 画	修 正 案																								
	<p style="text-align: center;">第32節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課等</th> <th style="width: 25%;">地方支 部班</th> <th style="width: 25%;">担当業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td><u>空港課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業 務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	<u>空港課</u>	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第32節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課等</th> <th style="width: 25%;">地方支 部班</th> <th style="width: 25%;">担当業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td><u>県土整備 企画室</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業 務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	<u>県土整備 企画室</u>	[略]	[略]
部	課等	地方支 部班	担当業 務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
県土整備部	<u>空港課</u>	[略]	[略]																							
部	課等	地方支 部班	担当業 務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
県土整備部	<u>県土整備 企画室</u>	[略]	[略]																							
修正理由	○ 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-5	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>[略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>○ 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>[略]</p> <p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど</u>、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>○ 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。<u>また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表

目 次

第 1 章 総則	
第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 2 章 災害予防計画	
第 4 節 避難対策計画	2
第 3 章 災害応急対策計画	
第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	3
第 4 節 情報の収集・伝達計画	4
第 5 節 広報広聴計画	5
第 15 節 避難・救出計画	6
第 27 節 ライフライン施設応急対策計画	7

頁	現 計 画	修 正 案																						
2-1-5	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 573 839 1075"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="865 573 1452 1435"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>東北地方測量部</u></td> <td><u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	<u>東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>
	機関名	業務の大綱																						
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
[略]	[略]																							
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 <u>〔南三陸国道事務所〕</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
<u>東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>																							
修正理由	<p>○ 指定地方行政機関に東北地方測量部が追加されたことに伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																							

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-9	<p style="text-align: center;">第4節 避難対策計画</p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。</p> <p>ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域で港内避泊する。</p> <p>イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難対策計画</p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。</p> <p>ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域へ避難する。</p> <p>イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 「船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成の手引き」を踏まえた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																
2-3-16	<p data-bbox="300 174 798 208">第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p data-bbox="256 264 391 297">第1 [略]</p> <p data-bbox="256 353 550 387">第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 394 839 714"> <thead> <tr> <th data-bbox="288 398 625 439">実施機関</th> <th data-bbox="625 398 834 439">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 439 625 488">[略]</td> <td data-bbox="625 439 834 488">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 488 625 667">東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)</td> <td data-bbox="625 488 834 667">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 667 625 714">[略]</td> <td data-bbox="625 667 834 714">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)	[略]	[略]	[略]	<p data-bbox="909 174 1407 208">第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p data-bbox="866 264 1000 297">第1 [略]</p> <p data-bbox="866 353 1160 387">第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="893 394 1449 714"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 398 1235 439">実施機関</th> <th data-bbox="1235 398 1444 439">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 439 1235 488">[略]</td> <td data-bbox="1235 439 1444 488">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 488 1235 667">東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u></td> <td data-bbox="1235 488 1444 667">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 667 1235 714">[略]</td> <td data-bbox="1235 667 1444 714">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u>	[略]	[略]	[略]
実施機関	活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)	[略]																	
[略]	[略]																	
実施機関	活動の内容																	
[略]	[略]																	
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) <u>(南三陸国道事務所)</u>	[略]																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-27	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、県内で震度4以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。</p> <p>また、県本部長は、気象庁、文部科学省及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、県内で震度5弱以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。</p> <p>また、県本部長は、気象庁、文部科学省及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	○ 火災・災害等即報要領の一部改正による修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-48	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに<u>屋内安全確保</u>の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-64	<p align="center">第27節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>東北経済産業局長</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ [略] ○ [略] 	<p align="center">第27節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>政府災害対策本部又は東北経済産業局</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ [略] ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害時の燃料供給の円滑化のための手引き」による修正 	

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表

目 次

第1章 総則

- 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 1
- 第7節 県土の概況…………… 3

第2章 災害予防計画

- 第1節 火山防災協議会活動計画…………… 4
- 第5節 気象業務整備計画…………… 6
- 第6節 避難対策計画…………… 11
- 第9節 入山規制計画…………… 12
- 第13節 ライフライン施設等安全確保計画…………… 13

第3章 災害応急対策計画

- 第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画…………… 14
- 第7節 広報広聴計画…………… 15
- 第18節 避難・救出計画…………… 17
- 第25節 廃棄物処理・障害物除去計画…………… 19
- 第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画…………… 20
- 第31節 ライフライン施設応急対策計画…………… 21

第4章 災害復旧・復興計画

- 第4節 風評被害防止計画…………… 22

第5章 継続災害への対応方針

- 第1節 避難対策…………… 23
- 第2節 安全確保対策…………… 24
- 第3節 被災者の生活支援対策…………… 25

頁	現 計 画	修 正 案																						
3-1-4	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県、市町村</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 573 836 1120"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県、市町村</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="868 573 1447 1433"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北防衛局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方測量部</td> <td>(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	東北防衛局	[略]	東北地方測量部	(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u>
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
機関名	業務の大綱																							
[略]	[略]																							
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																							
[略]	[略]																							
東北防衛局	[略]																							
東北地方測量部	(1) <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> (2) <u>復旧測量等の実施に関すること。</u>																							

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-9	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地勢、地質 (1)～(3) [略] (4) 火 山</p> <p>ア 県内の活火山 ○ [略] ○ さらに、火山噴火予知連絡会は、平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47火山を選定した。</p> <p style="padding-left: 40px;">県内では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山が選定されている。</p> <p>イ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1～2 略</p> <p>3 地勢、地質 (1)～(3) [略] (4) 火 山</p> <p>ア 県内の活火山 ○ [略] ○ さらに、火山噴火予知連絡会は、平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47火山を選定し、<u>平成28年12月には、八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の3火山が追加され50火山となっている。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">県内では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山が選定されている。</p> <p>イ [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。 2 県及び関係市町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。 3 県及び関係市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。 <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。 ○ [略] <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。 ○ 関係市町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。 ○ 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。 	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町<u>村</u>は、共同して火山防災協議会を設置する。 2 県及び関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。 3 県及び関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。 <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域に指定された県及び次の市町<u>村</u>は、共同して次の火山防災協議会を設置する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災協議会は、関係県、関係市町<u>村</u>、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。 ○ [略] <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係市町<u>村</u>その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。 ○ 関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。 ○ 県、関係市町<u>村</u>その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

<p>3-2-2</p>	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町村地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町村は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 他の節との整合を図ったことに伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
3-2-10	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">GNSS 連続 観測 シス テム</td> <td>電子基準点</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">41 [略]</td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測施設</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>機動連続観測点</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>験潮場 GPS 観測局</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]				GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	41 [略]	地殻変動観測施設	4	機動連続観測点	2	験潮場 GPS 観測局	1	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">GNSS 連続 観測 シス テム</td> <td>電子基準点</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">39 [略]</td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測施設</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>機動連続観測点</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>験潮場 GPS 観測局</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]				GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	39 [略]	地殻変動観測施設	4	機動連続観測点	2	験潮場 GPS 観測局	1
	施設等名		箇所数	設置機関																																		
[略]																																						
GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	41 [略]																																			
	地殻変動観測施設	4																																				
	機動連続観測点	2																																				
	験潮場 GPS 観測局	1																																				
施設等名		箇所数	設置機関																																			
[略]																																						
GNSS 連続 観測 シス テム	電子基準点	34	39 [略]																																			
	地殻変動観測施設	4																																				
	機動連続観測点	2																																				
	験潮場 GPS 観測局	1																																				
修正理由	○ 所要の修正																																					

頁	現 計 画					
3-2-13	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成19年10月 岩手山火山災害対策検討委員会</p>					
	対 象 範 囲	レ ベ ル	説 明			
			火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
	居住 地域 及び それ より 火口 側	5 (避 難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山 山頂の噴火	危険な居住地域からの 避難	登 山 口 か ら 登 山 ・ 入 山 規 制
	火口 から 居住 近く まで	4 (避 難 準 備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきている)	②1732年東岩手山 山腹の噴火（焼走 り溶岩噴出）	警戒が必要な居住地域 での避難準備 { 避難行動要支援者、特 異地域***及び特別に被 害が予想される区域*** *の避難	
	火口 周辺	3 (入 山 規 制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年西岩手山 （大地獄谷）の水 蒸気爆発 ④1998年4月29日 短時間に多数の地 震と規模の大きい 地震が発生	通常の生活 { 状況に応じて避難行動 要支援者、特異地域*** 及び特別に被害が予想 される区域***の避難 準備	岩 手 山 西 側（大地獄 谷）の入山 規制
	火口 内等	2 (火 口 周 辺 規 制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日 火山性地震が増加 し地殻変動開始	通常の生活	
	火口 内等	1 (平 常)	火山活動は静穏	-		自 由 に 登 山 ・ 入 山 可 能
<p>* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。</p> <p>** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。</p> <p>*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いを指す。</p>						

頁	修正案																																								
3-2-13	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成30年3月 岩手山火山防災協議会</p> <table border="1" data-bbox="261 528 1444 1859"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 528 319 707">名称</th> <th data-bbox="319 528 376 707">対象範囲</th> <th data-bbox="376 528 493 707">(キーワード) レベル</th> <th data-bbox="493 528 772 707">火山活動の状況</th> <th data-bbox="772 528 1121 707">住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th data-bbox="1121 528 1444 707">想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 707 319 1137">噴火警戒（居住地域）</td> <td data-bbox="319 707 376 1137">居住地域及びそれより火口側</td> <td data-bbox="376 707 493 913">5 (避難)</td> <td data-bbox="493 707 772 913">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td data-bbox="772 707 1121 913">危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td data-bbox="1121 707 1444 913">・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 913 319 1137">噴火警戒</td> <td data-bbox="319 913 376 1137">又は噴火警戒</td> <td data-bbox="376 913 493 1137">4 (避難準備)</td> <td data-bbox="493 913 772 1137">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td data-bbox="772 913 1121 1137">警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。</td> <td data-bbox="1121 913 1444 1137">・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1137 319 1456">噴火警戒（火口周辺）</td> <td data-bbox="319 1137 376 1456">又は火口周辺</td> <td data-bbox="376 1137 493 1456">3 (入山規制)</td> <td data-bbox="493 1137 772 1456">居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td data-bbox="772 1137 1121 1456">火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。</td> <td data-bbox="1121 1137 1444 1456">・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1456 319 1666">噴火警戒</td> <td data-bbox="319 1456 376 1666">火口周辺</td> <td data-bbox="376 1456 493 1666">2 (火口周辺規制)</td> <td data-bbox="493 1456 772 1666">火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td data-bbox="772 1456 1121 1666">火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。</td> <td data-bbox="1121 1456 1444 1666">・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1666 319 1859">噴火予報</td> <td data-bbox="319 1666 376 1859">火口内等</td> <td data-bbox="376 1666 493 1859">1 (活火山であることを留意)</td> <td data-bbox="493 1666 772 1859">火山活動は静穏。</td> <td data-bbox="772 1666 1121 1859">状況に応じて火口内への立入規制等。</td> <td data-bbox="1121 1666 1444 1859">火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。</p> <p>注2）「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。</p>					名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警戒（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。	噴火警戒	又は噴火警戒	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。	噴火警戒（火口周辺）	又は火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。	噴火警戒	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。
名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																				
噴火警戒（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。																																				
噴火警戒	又は噴火警戒	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。																																				
噴火警戒（火口周辺）	又は火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。																																				
噴火警戒	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。																																				
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。																																				
修正理由	○ 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正																																								

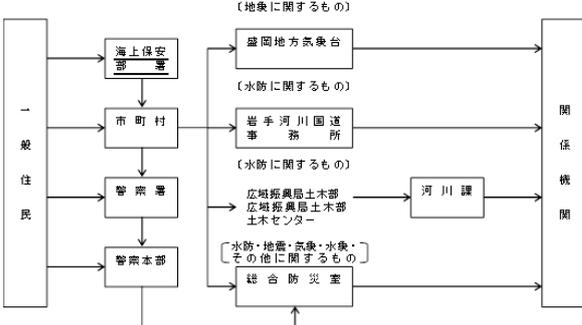
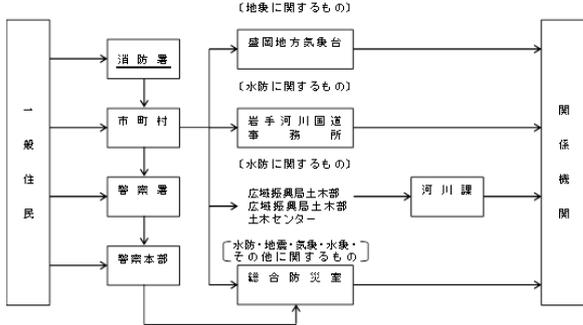
頁	現 計 画				
3-2-14	⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版） 平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会				
	対象 範囲	レ ベ ル	説 明		
			火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入 山者等への対応
	居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	—	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	—	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要 全山入山規制
	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	1970年女岳山頂からの噴火	住民は通常の生活 必要に応じて避難行動要支援者の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される	1932年の南部カルデラ内（石ボラ）での水蒸気爆発	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏	—	状況に応じて火口内への立入規制等	

頁	修正案					
3-2-14	⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会					
	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（特別警報）	居住地域及びそれより火口側	(避難)	5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。
		(避難準備)	4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要*。 全山入山規制。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ・噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。
火口周辺警報（警報）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	(入山規制)	3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等*。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ・噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生（確認）した場合。 ・噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合または、噴火の発生が予想された場合。
噴火予報（予報）	火口内等	(活火山であることに留意)	1	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合。
						火山活動は静穏。 ・女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。
修正理由	○ 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正 ※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難が必要です。					

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-18	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域の指定があった市町は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。 ○ 関係市町は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。 <p>2 避難促進施設における避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町に報告する。 ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町に報告する。 ○ 関係市町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。 	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域の指定があった市町村は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。 ○ 関係市町村は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。 <p>2 避難促進施設における避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、火山災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な集客施設等を避難促進施設に指定し、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載する。</u> ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町村に報告する。 ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町村に報告する。 ○ 関係市町村は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正 ○ 他の節との整合を図ったことに伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案										
3-2-26	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第2 入山規制・緩和の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。 ○ 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。 ○ [略] <p>第3 登山者安全対策計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関等と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ア 入山規制・緩和基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 入山規制実施場所等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 情報伝達体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> <tr> <td>エ 緊急下山誘導體制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> <tr> <td>オ 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table>	ア 入山規制・緩和基準		イ 入山規制実施場所等		ウ 情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 	エ 緊急下山誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 	オ 広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第2 入山規制・緩和の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、<u>火山活動の状況に応じて</u>、入山規制・緩和・解除を行う。 ○ 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、<u>火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえて統一的に実施する。</u> ○ [略] <p><u>削除</u></p>
ア 入山規制・緩和基準												
イ 入山規制実施場所等												
ウ 情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 											
エ 緊急下山誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 											
オ 広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 											
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正 											

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-32	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 上水道施設</p>	<p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 上下水道施設</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-23	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) 異常現象発見者の通報義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。 ○ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。 <p>(2) 市町村長等の通報先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>(異常現象の通報、伝達経路)</p> 	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) 異常現象発見者の通報義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村又は警察若しくは消防に通報する。 ○ 異常現象の通報を受けた警察官又は消防職員は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。 <p>(2) 市町村長等の通報先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>(異常現象の通報、伝達経路)</p> 
修正理由	<p>○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-32	<p style="text-align: center;">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第7節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） <u>（南三陸国道事務所）</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） <u>（南三陸国道事務所）</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]	[略]
	実施機関	活動の内容																								
[略]	[略]																									
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																									
[略]	[略]																									
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																									
[略]	[略]																									
実施機関	活動の内容																									
[略]	[略]																									
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） <u>（南三陸国道事務所）</u> 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																									
[略]	[略]																									
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</u> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																									
[略]	[略]																									

	〔県本部の担当〕				〔県本部の担当〕			
	部	課	地方支部 班	担当業務	部	課	地方支部 班	担当業務
	〔略〕				〔略〕			
	教育部	教育企画 室	教育事務 所班	〔略〕	教育部	教育企画 室	教育事務 所班	〔略〕
		学校教育 室		〔略〕		学校調整 課		〔略〕
〔略〕				〔略〕				
修正 理由	○ 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案																		
3-3-51	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び避難指示（緊急）並びに<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び避難指示（緊急）並びに<u>屋内安全確保</u>の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じ</u> <u>て行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。</u></p> <p>第2 [略]</p>																		
3-3-52	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="256 1384 839 1608"> <tr> <td>ア 発令者</td> <td>エ 避難対象</td> <td>オ 避難先</td> </tr> <tr> <td>イ 避難勧告等の日時</td> <td>地域</td> <td>カ 避難経路</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難勧告等の理由</td> <td></td> <td>キ その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	ア 発令者	エ 避難対象	オ 避難先	イ 避難勧告等の日時	地域	カ 避難経路	ウ 避難勧告等の理由		キ その他必要な事項	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <p>○ 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="863 1384 1445 1608"> <tr> <td>ア 発令者</td> <td>エ 避難対象</td> <td>カ 避難先</td> </tr> <tr> <td>イ 避難勧告等の日時</td> <td>地域</td> <td>キ 避難経路</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難勧告等の理由</td> <td>オ 避難対象者及びとるべき行動</td> <td>ク その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	ア 発令者	エ 避難対象	カ 避難先	イ 避難勧告等の日時	地域	キ 避難経路	ウ 避難勧告等の理由	オ 避難対象者及びとるべき行動	ク その他必要な事項
ア 発令者	エ 避難対象	オ 避難先																		
イ 避難勧告等の日時	地域	カ 避難経路																		
ウ 避難勧告等の理由		キ その他必要な事項																		
ア 発令者	エ 避難対象	カ 避難先																		
イ 避難勧告等の日時	地域	キ 避難経路																		
ウ 避難勧告等の理由	オ 避難対象者及びとるべき行動	ク その他必要な事項																		
3-3-54	<p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p>	<p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ <u>県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。</u></p> <p>○ <u>県警察、消防等は、下山した登山者等の避難</u></p>																		

<p>3-3-55</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を<u>待て</u>、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。</p> <p>○ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。</p> <p>ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】</p>	<p><u>誘導を行う。</u></p> <p>○ <u>県は、市町村からの要望に応じ、避難誘導のために登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。</u></p> <p>イ 住民等の避難誘導</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を<u>得て</u>、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。</p> <p>○ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。</p> <p>① 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難</p> <p>② 避難行動要支援者の避難</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、登山者カード（登山計画書）等や避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者情報の集約・整理を行い、情報共有を図る。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>ア 登山者等の救出</p> <p><u>市町村は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。</u></p> <p><u>なお、救出にあたっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。</u></p> <p>イ 住民等の救出</p> <p>【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
3-3-77	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="256 663 839 1120"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）</td> <td><u>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 1254 839 1624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(4) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>空港課</td> <td>土木班</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	<u>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	(4) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="865 663 1447 1120"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td><u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 1254 1447 1624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(4) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>土木班</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	(4) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班																								
実施機関	担当区分																																																																	
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	<u>一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）</u>																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
(4) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班																																																															
実施機関	担当区分																																																																	
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	<u>直轄管理の一般国道及び直轄高速（釜石自動車道 宮守～遠野）</u>																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																														
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
(4) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室	土木班																																																															
修正理由	○ 所要の修正																																																																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-79	<p>第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>東北経済産業局長</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ [略] 	<p>第31節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、<u>政府災害対策本部又は東北経済産業局</u>にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害時の燃料供給の円滑化のための手引き」による修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
新設	新設	<p style="text-align: center;">第4節 風評被害防止計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>県及び市町村は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。</u></p> <p>第2 広報活動等</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。</u></p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、火山活動の鎮静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。</u></p>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-1	<p style="text-align: center;">第1節 避難対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</u></p>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-3	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第2 安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第2 安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</u> <p>第3 治安確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。</u> <u>なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。</u>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-4	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</p> <p><u>市町村は、市町村庁舎及び各避難所に市町村職員や県派遣職員等による、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談窓口を開設する。</u></p>
修正理由	○ 岩手山火山避難計画の作成を踏まえた修正	

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表

目 次

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	1
第5節 避難対策計画	2

第3章 災害応急対策計画

第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画	3
第5節 緊急時モニタリング計画	4
第6節 避難・影響回避計画	5

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-2	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>避難指示（緊急）、屋内退避等の意味及び内容</u></p> <p>ウ～ク [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示の意味及び内容</u></p> <p>ウ～ク [略]</p>
修正理由	○ 原子力災害対策特別措置法との整合を図るもの	

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-7	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、<u>避難指示（緊急）等の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法</u>その他必要な事項を定める。</p> <p>【避難計画の内容：本編・第2章・第5節・第2・1参照】</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、<u>避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示</u>の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。</p> <p>【避難計画の内容：本編・第2章・第5節・第2・1参照】</p>
修正理由	<p>○ 原子力災害対策特別措置法との整合を図るもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
4-3-15	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第3 広聴広報</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 394 839 1028"> <tr><td>実施機関</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）	[略]	[略]	[略]	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第3 広聴広報</p> <p>1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="892 394 1447 1028"> <tr><td>実施機関</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） <u>（南三陸国道事務所）</u> （北上川ダム統合管理事務所）</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	実施機関	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） <u>（南三陸国道事務所）</u> （北上川ダム統合管理事務所）	[略]	[略]	[略]																																																
実施機関	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
実施機関	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） <u>（南三陸国道事務所）</u> （北上川ダム統合管理事務所）	[略]																																																																	
[略]	[略]																																																																	
4-3-17	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="284 1115 839 1626"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>政策地域部</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>環境生活部</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td rowspan="2">教育部</td><td>教育企画室</td><td rowspan="2">[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>学校教育室</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	政策地域部	[略]	[略]	[略]	環境生活部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	教育企画室	[略]	[略]	学校教育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="892 1115 1447 1767"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>政策地域部</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>所管業務に係る広報資料の収集、作成整理</td></tr> <tr><td>文化スポーツ部</td><td>文化スポーツ企画室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>環境生活部</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td rowspan="2">教育部</td><td>教育企画室</td><td rowspan="2">[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>学校調整課</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	政策地域部	[略]	[略]	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室			環境生活部	[略]	教育部	教育企画室	[略]	[略]	学校調整課	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
政策地域部	[略]	[略]	[略]																																																															
環境生活部	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
教育部	教育企画室	[略]	[略]																																																															
	学校教育室		[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
政策地域部	[略]	[略]	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理																																																															
文化スポーツ部	文化スポーツ企画室																																																																	
環境生活部	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
教育部	教育企画室	[略]	[略]																																																															
	学校調整課		[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
修正理由	○ 所要の修正																																																																	

頁	現 計 画	修 正 案																								
4-3-20	<p style="text-align: center;">第5節 緊急時モニタリング計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農林水産物等のモニタリング [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 618 839 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>スポーツ健 康課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	スポーツ健 康課	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 緊急時モニタリング計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農林水産物等のモニタリング [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="892 618 1447 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>保健体育課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部 班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	教育部	保健体育課	[略]	[略]
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
教育部	スポーツ健 康課	[略]	[略]																							
部	課等	地方支部 班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
教育部	保健体育課	[略]	[略]																							
修正理由	○ 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-24	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</p> <p>○ 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。この場合において、市町村本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等</p> <p>(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告</p> <p>○ 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。この場合において、市町村本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。</p> <p><u>○ 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示（緊急）を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	